

会員紹介 ～ 祝 30周年～ 美都温泉 湯元館 (株式会社 エイト)



美都温泉湯元館は平成3年5月3日にオープンし、今年で30周年を迎えました。美都温泉は町民の健康づくりを目的とし町民用のお風呂として、旧美都町が直営でスタートしました。温泉の掘削には当時の竹下内閣が各市町村にそれぞれ一億円づつ配った「ふるさと創生事業」が活用されました。当初は町民風呂を目的としていた美都温泉ですが、周辺に日帰りで気軽に入れる温泉がなかったことや、肌がすべすべになる泉質が評判となり、多くの来客でにぎわい、最も多い年(平成5年)には年間158,808人もの方が入浴しました。

平成3年11月には株式会社エイトが設立され、温泉や自然の森の業務委託を受け、現在に至っています。来場者が増加していた平成4年には隣接する食堂「温泉割烹末広」がオープンし、平成5年に物産館サンエイト(現道の駅)がオープンしました。それに合わせて、現社長の青木さんが社員として入社されました。



H3年 湯元館オープン時

サラリーマンとして県外で働いていた青木さんでしたが、地元美都町は温泉を中心に活気にあふれており、仲間が地域のために楽しそうに働いているのを見て自分も地域に貢献できる仕事をしたいと思い、入社されたそうです。

平成23年まで、温泉と道の駅でそれぞれ地元農家グループが週末に野菜を販売していましたが、高齢化により運営がむずかしくなったため、地元野菜の直売場となる「あったか市」を開設し、農家の方の直売所として活用されています。また、株式会社エイトでは平成28年には美都学校給食共同調理場、平成30年には食料品小売店ラ-

ーの業務委託を受け、地域住民生活維持に貢献しています。

これは、「地域経済の活性化と地域住民生活の向上に貢献する」という株式会社エイトの経営理念に基づいたもので、温泉開始時はイベントの開催など地域外への取り組みが多かったのですが、近年では地域人口減少など、さまざまな地域経済の困難な局面へ目を向け事業へ取り組むことが増えてきたそうです。

現在湯元館では、益田市内の事業所が福利厚生の一環として利用できる「湯友券」や、益田市内のお客様をマイクロバスで送迎する「コンビニ便」にも力を入れお客様に喜ばれています。



H2年 ボーリング工事完了時



湯元館の外観



営業時間 8:00~21:00 定休日 水曜日
住所 美都町宇津川口630-3 TEL 0856-52-2100

融資

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、新たな融資制度が創設され、条件変更が緩和されました。資金繰りでお困りの方は商工会へご相談ください。

制度名	セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)
対象者	・セーフティネット保証4号・5号 ・危機関連保証(いずれもコロナに係るもの)
融資限度額	8,000万円
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間	12年以内(据置期間3年以内)
貸付利率	責任共有外 1.10% 責任共有 1.25%
保証料率	年0.3%
取扱期間	令和3年4月1日から令和3年10月31日

新型コロナウイルス感染症対応資金を条件変更したときに、追加が必要となる利息の一部や保証料を支援します。

- ・借入時に設定した据置期間を、借入から3年以内まで延長可能
- ・10年以内の融資期間を、12年以内までの範囲で延長可能
- ・利息の一部と保証料を補助等の支援が可能となりました。詳細は商工会へお問い合わせください。

青年部

～ 桜の会支援事業 ～

令和3年6月10日、忠魂碑周辺の草刈りを行いました。この草刈りは桜の会支援事業の一環で毎年行っており、今年も6名が参加しました。忠魂碑周辺の草刈りは商工会青年部以外の関係団体、地域住民の方も積極的に草刈りなどの管理を行っておられ、その結果、桜の木が立ち並ぶ国道191号沿いには毎年綺麗な桜の花を咲かせ、通る人たちの目を楽しませてくれています。

来年もきっと綺麗な花を咲かせてくれると思います!



女性部

～ 石央商工会女性部金城支部との交流会 ～

6月29日(火)石央商工会女性部金城支部の方6名が美都町に訪れ、研修を兼ねた交流会を開催しました。当日は①但馬屋酒店にて草木染め体験



⇒ ②秦記念館見学 ⇒ ③武での昼食と回ってもらいました。美濃からは3名の部員が出席し、草木染めの際の指導や補助、お茶出し、秦記念館での説明など有意義な研修にすべく奔走しました。武では部員同士交流しながら、美味しい昼食を頂き、楽しい時間を過ごしました。



事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

インボイスってナニ?

▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

区分記載請求書(現行) > ~令和5年9月		<インボイス> 令和5年10月~	
○ 記載事項	● 記載事項	○ 記載事項	● 記載事項
① 請求書発行事業者の名称又は名称略称	① 請求書発行事業者の名称又は名称略称	① 区分記載請求書に以下の事項が記載されたもの	① 登録番号
② 発注年月日	② 発注年月日	② 税率	② 消費税額等
③ 発注の品名(税率別品名率の対称品目である)	③ 発注の品名(税率別品名率の対称品目である)	③ 税率	③ 消費税額等(消費税額等のみを記載)
④ 税率ごとの区分	④ 税率ごとの区分	④ 税率	④ 税率ごとの区分
⑤ 消費税の交付を受ける事業者の名称又は名称略称	⑤ 消費税の交付を受ける事業者の名称又は名称略称	⑤ 税率	⑤ 税率ごとの区分
⑥ 消費税額等	⑥ 消費税額等	⑥ 税率	⑥ 税率ごとの区分
⑦ 消費税額等	⑦ 消費税額等	⑦ 税率	⑦ 税率ごとの区分
⑧ 消費税額等	⑧ 消費税額等	⑧ 税率	⑧ 税率ごとの区分

「インボイス制度」ってナニ?

▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自ら作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

e-Taxに関する情報

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

● インボイス制度に関する一般的なご相談は、詳しくお知りになりたい方は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) [受付時間] 9:00~17:00(土日祝除く)
● 国稅庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。